

福岡市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

平成 25 年 10 月 1 日 策定

令和 2 年 9 月 1 日 変更

第 1 福岡市内の公共建築物等における木材の利用の促進の意義

市域の約 3 分の 1 を占める森林には、地球温暖化防止の機能、土砂崩壊等を防止する国土保全の機能、水源の涵養、林産物の供給などの多面的な機能を有している。

一方では、多くの人工林が利用可能な段階を迎えつつある中で、木材価格が低迷していること等から、林業生産活動が停滞し、適正な森林の整備や保全がされず、森林の有する多面的な機能の低下が懸念されている。

このような状況のもと、本市が木材の利用を促進することは、木材の需要を拡大し、林業生産活動が活性化し、本来、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に貢献することとなる。

国は「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）を制定し、福岡県では、法第 8 条第 1 項の規定に基づき、「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」（平成 24 年 1 月 30 日付け林振第 2698 号。）が策定された。

本市においても、「福岡市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針（以下、「福岡市方針」という。）」を以下のとおり定め、木材の利用の促進に努めることとする。

第 2 福岡市内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策について

1 木材の利用を促進すべき公共建築物

公共建築物等とは、市が整備する建築物及び、民間が整備する建築物で、広く市民に利用され、文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる、別表 1 に掲げる建築物とする。

2 木材の利用を促進するための具体的方向

以下のとおり木材利用のための方向を定め、木材の利用の促進に努める。

(1) 公共建築物の木造化の促進

市は、整備する公共建築物のうち低層（注 1）の公共建築物について、積極的に木造化（注 2）に努めることとする。（別表 2 に掲げるものを除く。）

ただし、木造化が建築物のライフサイクルコスト（注 3）の増大を招くことがないこととする。また、建築基準法等において耐火建築物とすること、主要構造部を耐火構造とす

ることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めることとする。

さらに、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での公共建築物についても、木造化に努めることとする。

加えて、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であること等を考慮することとする。

(2) 公共建築物の木質化の促進

市は、整備する公共建築物について、直接又は間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化（注4）が可能と判断される部分については、木質化を図るよう努めることとする。

(3) 公共建築物において利用する木材

木材の利用にあたっては、市内及び市近郊並びに県内の森林整備の促進、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、地域産材（注5）を可能な限り使用し、木材の利用促進に努めることとする。

ただし、長尺、大断面等の特殊材で、調達が困難な木材については、県産材（注6）、国産材の調達を検討し、木材の利用促進に努めることとする。

また、CLT（注7）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用にも努めることとする。

(4) 公共土木工事における木材の利用促進

市は、公共土木工事において使用される工事用資材について、木材の利用に努めることとする。

なお、公共土木工事の木材利用にあつては、地域産材を可能な限り使用し、木材の利用促進に努めることとする。

(5) 備品等における木製物品の利用促進

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材を原材料として使用したものの利用促進に努めることとする。

(6) 木質バイオマスの利用促進

木質バイオマスをエネルギー資源として、発電など多様な活用の促進に努めることとする。

(7) 市民への啓発及び普及

木材利用の意義や、木の有している素材としての良さ等について情報発信を行い、木材利用の啓発及び普及に努めることとする。

第3 公共建築物等の整備の用に供する木材の供給の確保に関する基本的事項

1 木材の安定供給に関する事項

森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、相互に連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業集約化等による林業の生産性向上、木材の需給に関する情報の共有、木材製造の高度化及び流通の合理化、クリーンウッド法（注8）の趣旨を踏まえた合法性等の証明された木材の供給体制の整備等に取り組み、公共建築物等の整備の用に供する木材の安定供給を図るものとする。

2 木材供給の支援に関する事項

市は、木材の生産に携わる者が、相互に連携して、高品質な木材の効率的かつ安定的な供給を行おうとする場合、木材製品製造に資する施設整備等に対して、国、県の補助制度の活用を検討しながら支援に努めることとする。

第4 その他福岡市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

公共建築物における木材の利用の促進を効果的に図っていくため、各部署間との連絡調整、公共建築物における木材の利用状況や、木材の利用の促進に向けた情報の収集・提供などを行うこととする。

具体的には、平成24年9月4日に設置した「福岡市公共建築物等木材利用促進委員会」を活用し、毎年度、福岡市内の公共建築物における木材の利用の取組状況等を検証することとし、必要が生じたときは、福岡市方針を変更するよう努めることとする。

（注1）「低層」とは、高さ16m以下かつ3階以下の建築基準法の耐火性能を求めない建築物をいう。

（注2）「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

（注3）「ライフサイクルコスト」とは、計画・設計等の段階から、維持管理及び解体・廃棄等を含むコストをいう。

（注4）「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築にあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

（注5）地域産材とは、福岡市内及び市近郊で生育・伐採された木材をいう。

（注6）県産材とは、福岡県内で生育・伐採された木材をいう。

（注7）「CLT」とは、Cross Laminated Timber（直交集成板）の略。板の層を各層で互いに直交するよう積層接着した厚型パネルをいう。

(注8)「クリーンウッド法」とは、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律をいう。

別表 1

学校（幼稚園，小学校，中学校，高等学校，特別支援学校）， 社会福祉施設（老人ホーム，保育所等），病院，運動施設（体育館，プール等）， 社会教育施設（図書館，公民館等），市営住宅，公共交通機関の旅客施設等

別表 2

- | |
|--|
| 1 建築基準法等の法令に基づく基準，建築物に求められる機能等の観点から木造化が適当でないと認められる場合
例：災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設 |
| 2 施設の用途，安全・安心確保の見地等から木造以外の構造とすべきと認められる場合
例：文化財等を収蔵又は展示する施設で保安または防火上の目的から木造以外の構造とすべき施設
危険物を貯蔵又は使用する施設 |
| 3 その他，木造化を図ることが困難と認められる場合
例：木造以外の構造であって伝統的建築物その他の文化的価値の高い施設 |